

## 第十三回国会 水産委員会議録 第二十四号

昭和二十七年五月十三日(火曜日)  
午前十時五十八分開議

出席委員  
委員長

川村 善八郎君

理事小高  
理事永田

川端 節君

佳夫君

田淵 光一君

二階堂 進君

松田 鐵藏君

水野 彦治郎君

鈴木 善幸君

富永裕五郎君

平井 義一君

小松 勇次君

農林事務官

水産庁長官

塙見友之助君

専門員

杉浦 保吉君

三種君

五月十三日  
委員寺本齊君辞任につき、その補欠と  
して田淵光一君が議長の指名で委員に  
選任された。

五月十四日

日本国とアメリカ合衆国との間の安  
全保障條約に基き駐留する合衆国軍  
隊に水面を使用させるための漁船の操  
業制限等に関する法律案(内閣提出  
出第二〇五号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

日本国とアメリカ合衆国との間の安  
全保障條約に基き駐留する合衆国軍  
隊に水面を使用させるための漁船の操  
業制限等に関する法律案

○川村委員長 次に日本国とアメリカ  
合衆国との間の安全保障條約に基き駐  
留する合衆国軍隊に水面を使用させる  
ための漁船の操業制限等に関する法律  
案を議題とし審査に入ります。まず本  
案の趣旨について政府の説明を求めま  
す。野原農林政務次官。

○川村委員長 これより水産委員会を開きます。  
ます田口委員より発言を求められて  
おりますので、これを許します。  
○田口委員 去る五月十日の水産委員会における問題の処置につきまして理  
事に御一任を頼つておりました次第で  
ござりますが、今日の委員会が済みま  
したら、関係委員だけ集まらまして懇  
談会を開くことになつておりますので、  
そういうことに処置しようと思いま  
すから、一応皆さんに御報告を申し  
上げておきます。

○川村委員長 第二條 国は、前條の規定による制  
限又は禁止により、当該区域において  
従来適法に漁業を営んでいた者  
が漁業経営上こうむつた損失を  
補償する。

2. 前項の規定による損失  
は、通常生ずべき損失とする。  
(損失補償の申請)

第三條 前條の規定による損失の補  
償を受けようとする者は、総理府  
令の定めるところにより、その者  
の住所の所在地を管轄する都道府  
県知事を経由して、損失補償申請  
書を内閣総理大臣に提出しなけれ  
ばならない。

○野原政務次官 第五條 政府は、前條第一項の規定  
による異議の申立がないときは、  
同項の期間の満了の日から三十日  
以内に、同項の規定による異議の  
申立があつた場合において同條第  
二項の規定による決定があつたと  
きは、同項の通知の日から三十日  
以内に、補償を受けるべき者に対  
し、当該補償金を交付する。

○野原政務次官 第六條 この法律により決定された  
補償金の額に不服がある者は、訴  
をもつてその額を請求すること  
ができる。

2. 前項の訴においては、國を被告  
とする。

1. 附 則

3. 内閣総理大臣は、前項の書類を  
受理したときは、補償すべき損失  
の有無及び損失を補償すべき場合  
には補償の額を決定し、遲滞なく  
する。

○野原政務次官 第七條 調達所設置法(昭和二十四年法  
律第二十九号)の一部を次のよ  
うに改正する。

八 日本国とアメリカ合衆国と  
の間の安全保障條約に基き駐  
留する合衆国軍隊に水面を使  
用させるための漁船の操業制  
限等に関する法律(昭和二十  
七年法律第二〇五号)の施行に  
關すること。

○野原政務次官 第八條 これが都道府県知事を経由して當  
該申請者に通知しなければならな  
い。

○野原政務次官 第九條 前條第三項の規定による決  
定に不服がある者は、同項の通知  
を受けた日から三十日以内に、総  
理府令で定める手続に従い、内閣  
総理大臣に対し異議の申立をする  
ことができる。

○野原政務次官 第十條 次の一號を加える。

○野原政務次官 第十一條 第二十九条の二

○野原政務次官 第十二條 第三十条の二

○野原政務次官 第十三條 第三十一条の二

○野原政務次官 第十四條 第三十二条の二

○野原政務次官 第十五條 第三十三条の二

○野原政務次官 第十六條 第三十四条の二

○野原政務次官 第十七條 第三十五条の二

○野原政務次官 第十八條 第三十六条の二

○野原政務次官 第十九條 第三十七条の二

○野原政務次官 第二十條 第三十八条の二

○野原政務次官 第二十一条 第三十九条の二

○野原政務次官 第二十二条 第四十条の二

○野原政務次官 第二十三条 第四十一条の二

○野原政務次官 第二十四条 第四十二条の二

○野原政務次官 第二十五条 第四十三条の二

○野原政務次官 第二十六条 第四十四条の二

○野原政務次官 第二十七条 第四十五条の二

○野原政務次官 第二十八条 第四十六条の二

○野原政務次官 第二十九条 第四十七条の二

○野原政務次官 第三十条 第四十八条の二

○野原政務次官 第三十一条 第四十九条の二

○野原政務次官 第三十二条 第五十条の二

○野原政務次官 第三十三条 第五十一条の二

○野原政務次官 第三十四条 第五十二条の二

○野原政務次官 第三十五条 第五十三条の二

○野原政務次官 第三十六条 第五十四条の二

○野原政務次官 第三十七条 第五十五条の二

○野原政務次官 第三十八条 第五十六条の二

○野原政務次官 第三十九条 第五十七条の二

○野原政務次官 第四十条 第五十八条の二

○野原政務次官 第四十一条 第五十九条の二

○野原政務次官 第四十二条 第六十条の二

○野原政務次官 第四十三条 第六十一条の二

○野原政務次官 第四十四条 第六十二条の二

○野原政務次官 第四十五条 第六十三条の二

○野原政務次官 第四十六条 第六十四条の二

○野原政務次官 第四十七条 第六十五条の二

○野原政務次官 第四十八条 第六十六条の二

○野原政務次官 第四十九条 第六十七条の二

○野原政務次官 第五十条 第六十八条の二

○野原政務次官 第五十一条 第六十九条の二

○野原政務次官 第五十一条 第七十条の二

○野原政務次官 第五十一条 第七十一条の二

○野原政務次官 第五十一条 第七十二条の二

○野原政務次官 第五十一条 第七十三条の二

○野原政務次官 第五十一条 第七十四条の二

○野原政務次官 第五十一条 第七十五条の二

○野原政務次官 第五十一条 第七十六条の二

○野原政務次官 第五十一条 第七十七条の二

○野原政務次官 第五十一条 第七十八条の二

○野原政務次官 第五十一条 第七十九条の二

○野原政務次官 第五十一条 第八十一条の二

○野原政務次官 第五十一条 第八十二条の二

○野原政務次官 第五十一条 第八十三条の二

○野原政務次官 第五十一条 第八十四条の二

○野原政務次官 第五十一条 第八十五条の二

○野原政務次官 第五十一条 第八十六条の二

○野原政務次官 第五十一条 第八十七条の二

○野原政務次官 第五十一条 第八十八条の二

○野原政務次官 第五十一条 第八十九条の二

○野原政務次官 第五十一条 第九十一条の二

○野原政務次官 第五十一条 第九十二条の二

○野原政務次官 第五十一条 第九十三条の二

○野原政務次官 第五十一条 第九十四条の二

○野原政務次官 第五十一条 第九十五条の二

○野原政務次官 第五十一条 第九十六条の二

○野原政務次官 第五十一条 第九十七条の二

○野原政務次官 第五十一条 第九十八条の二

○野原政務次官 第五十一条 第九十九条の二

○野原政務次官 第五十一条 第一百条の二

○野原政務次官 第五十一条 第一百零一条の二

○野原政務次官 第五十一条 第一百零二条の二

○野原政務次官 第五十一条 第一百零三条の二

○野原政務次官 第五十一条 第一百零四条の二

○野原政務次官 第五十一条 第一百零五条の二

○野原政務次官 第五十一条 第一百零六条の二

○野原政務次官 第五十一条 第一百零七条の二

○野原政務次官 第五十一条 第一百零八条の二

○野原政務次官 第五十一条 第一百零九条の二

○野原政務次官 第五十一条 第一百一十条の二

○野原政務次官 第五十一条 第一百一一条の二

○野原政務次官 第五十一条 第一百一十二条の二

○野原政務次官 第五十一条 第一百一十三条の二

○野原政務次官 第五十一条 第一百一十四条の二

○野原政務次官 第五十一条 第一百一十五条の二

○野原政務次官 第五十一条 第一百一十六条の二

○野原政務次官 第五十一条 第一百一十七条の二

○野原政務次官 第五十一条 第一百一十八条の二

○野原政務次官 第五十一条 第一百一十九条の二

○野原政務次官 第五十一条 第一百二十条の二

○野原政務次官 第五十一条 第一百二十一条の二

○野原政務次官 第五十一条 第一百二十二条の二

○野原政務次官 第五十一条 第一百二十三条の二

○野原政務次官 第五十一条 第一百二十四条の二

○野原政務次官 第五十一条 第一百二十五条の二

○野原政務次官 第五十一条 第一百二十六条の二

○野原政務次官 第五十一条 第一百二十七条の二

○野原政務次官 第五十一条 第一百二十八条の二

○野原政務次官 第五十一条 第一百二十九条の二

○野原政務次官 第五十一条 第一百三十条の二

○野原政務次官 第五十一条 第一百三十一条の二

○野原政務次官 第五十一条 第一百三十二条の二

○野原政務次官 第五十一条 第一百三十三条の二

○野原政務次官 第五十一条 第一百三十四条の二

○野原政務次官 第五十一条 第一百三十五条の二

○野原政務次官 第五十一条 第一百三十六条の二

○野原政務次官 第五十一条 第一百三十七条の二

○野原政務次官 第五十一条 第一百三十八条の二

○野原政務次官 第五十一条 第一百三十九条の二

○野原政務次官 第五十一条 第一百四十条の二

○野原政務次官 第五十一条 第一百四十一条の二

○野原政務次官 第五十一条 第一百四十二条の二

○野原政務次官 第五十一条 第一百四十三条の二

○野原政務次官 第五十一条 第一百四十四条の二

○野原政務次官 第五十一条 第一百四十五条の二

○野原政務次官 第五十一条 第一百四十六条の二

○野原政務次官 第五十一条 第一百四十七条の二

○野原政務次官 第五十一条 第一百四十八条の二

○野原政務次官 第五十一条 第一百四十九条の二

○野原政務次官 第五十一条 第一百五十条の二

○野原政務次官 第五十一条 第一百五十一条の二

○野原政務次官 第五十一条 第一百五十十二条の二

○野原政務次官 第五十一条 第一百五十十三条の二

○野原政務次官 第五十一条 第一百五十十四条の二

○野原政務次官 第五十一条 第一百五十十五条の二

○野原政務次官 第五十一条 第一百五十十六条の二

○野原政務次官 第五十一条 第一百五十十七条の二

○野原政務次官 第五十一条 第一百五十十八条の二

○野原政務次官 第五十一条 第一百五十十九条の二

○野原政務次官 第五十一条 第一百五十十条の二

○野原政務次官 第五十一条 第一百五十一条の二

○野原政務次官 第五十一条 第一百五十十二条の二

○野原政務次官 第五十一条 第一百五十十三条の二

○野原政務次官 第五十一条 第一百五十十四条の二

○野原政務次官 第五十一条 第一百五十十五条の二

○野原政務次官 第五十一条 第一百五十十六条の二

○野原政務次官 第五十一条 第一百五十十七条の二

○野原政務次官 第五十一条 第一百五十十八条の二

○野原政務次官 第五十一条 第一百五十十九条の二

○野原政務次官 第五十一条 第一百五十十条の二

○野原政務次官 第五十一条 第一百五十一条の二

○野原政務次官 第五十一条 第一百五十十二条の二

○野原政務次官 第五十一条 第一百五十十三条の二

○野原政務次官 第五十一条 第一百五十十四条の二

○野原政務次官 第五十一条 第一百五十十五条の二

○野原政務次官 第五十一条 第一百五十十六条の二

○野原政務次官 第五十一条 第一百五十十七条の二

○野原政務次官 第五十一条 第一百五十十八条の二

○野原政務次官 第五十一条 第一百五十十九条の二

○野原政務次官 第五十一条 第一百五十十条の二

○野原政務次官 第五十一条 第一百五十一条の二

○野原政務次官 第五十一条 第一百五十十二条の二

○野原政務次官 第五十一条 第一百五十十三条の二

○野原政務次官 第五十一条 第一百五十十四条の二

○野原政務次官 第五十一条 第一百五十十五条の二

○野原政務次官 第五十一条 第一百五十十六条の二

○野原政務次官 第五十一条 第一百五十十七条の二

○野原政務次官 第五十一条 第一百五十十八条の二

○野原政務次官 第五十一条 第一百五十十九条の二

○野原政務次官 第五十一条 第一百五十十条の二

○野原政務次官 第五十一条 第一百五十一条の二

○野原政務次官 第五十一条 第一百五十十二条の二

○野原政務次官 第五十一条 第一百五十十三条の二

○野原政務次官 第五十一条 第一百五十十四条の二

○野原政務次官 第五十一条 第一百五十十五条の二

○野原政務次官 第五十一条 第一百五十十六条の二

合同委員会においては、わが国の漁業の実情を十分反映し、駐留軍の水面使用の目的を達し得るとともに、漁業における被害を最小限にとどめるよう折衝しているのであります。

次に損失補償について御説明にたしますと、その要点は、第一に、この損失補償を受ける者は、操業を制限または禁止されたところのその水面で、從来適法に漁業を営んでいた者であつて、しかもこの制限または禁止によつて漁業経営上損失を受けた者であります。漁業権または入漁権に基いて漁業を営んでいる者は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保謢條約第三條に基く行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法によつて、その権利を収用または使用せられ、そのままを営んでいる者その他適法に漁業を営んでいる者がその対象となつてゐるのを定しているのであります。なお、補償すべき損失の範囲は、漁船の操業の制限または禁止によつて発生した損失であり、かつ漁業経営上生じた損失のうち通常生ずべき損失といつしました。これは操業の制限または禁止と密接な因果関係のある範囲に限ることを意味するのであります。

第二に、損失補償の申請手続でありますか、これは都道府県知事を経由して内閣総理大臣に対して行うこととし、知事は、これにその意見をつけて内閣総理大臣に進呈することいたしました。これは、都道府県知事が被害を受けた漁業者の実情に精通していると考えるからであります。

第三に、損失補償額の決定は、内閣事務を通じて申請者に通知することといたし、補償金は、一定期間内に交付することとしたが、これらの事務の実施には、調達厅長官が当ることを予定しております。

第四に、補償申請者の利益を保護する措置といたしまして、異議の申立て増額請求の訴えを認めているのです。

最後に、この法律案の意図するところは、駐留軍による水面使用によつて漁業者のこうむる損失に対して適正な補償を行うことを制度化しまして、漁業経営上の不安を除き、その保続をはかることに重点を置いて考へてゐる次第であります。

以上申し述べましたところが本法案提出理由の大要であります。何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします次第であります。

○川村委員長 本案に対する質疑は次会より行います。

○川村委員長 次に松田委員より発言を求められておりますからこれを許します。松田君。

○松田委員 先に農林委員会と水産委員会との與党懇談会において大体その趣旨を決定して、両委員会において審議することを約束された農漁村用電力導入法という法律をつくりたいという意見であつたのであります。しかしてこの法律の内容は、現在の農漁村が農林漁業特別融資のうちに、協同組合が借り入れて、小水力の自家発電をしつつあるのでありまするが、農漁村におい

て非常な電力の不自由を認めておるのに、その予算が非常に僅少であり、しかも配電会社等において電力をつくる場合においては、四十箇年という長年月をその償還の基礎としておるのでありますするが、農林漁業資金特別融資の中の小水力の融資の年限は十五箇年となつておるのであります。金利は五分五厘でありますして、かようなことでは農漁村というものが非常に高率な、しかも短い年限においてこれを償還しなければならないということになつておるのであります。しかし農漁村の電力の需給といふものが非常に恵まれてないものであつて、この短い期間においての償還であつても、なお本年度においては五十億以上の申請があるようになつておるのであります。ゆえに配電会社と太刀打ちのできるような方法によつて行きたいということ、農業用の水利、ダム、排水路等が全国至るところにあるが、これが活用されていないような現状である。それをただちに自家発電によつて使用する場合においては、相當な電力が発生でき得るといふ考え方を持つておるのでありますし、日本の国の電力不足に対し、画期的な増大をはかることができ得るといふ計算になつておるのであります。かよくなことから、また現在の農漁村特別融資の小水力資金の借入れに対しても、町村が損害補償をしておるような状態であり、協同組合が長く二十箇年なり三十箇年なりといふような場合においては、その協同組合がどのように変化して行くかわからぬといふことから、

町村自治体に利用組合をつくり、そして自治体が主体となつてやつて行くことにおいて、自治体の財源ともなつて、いろいろな建前から研究されておるが、水産委員会で、この法案をつくりたいといふ意見がまとまつておるよう、次第でありますと、昨日政調会において、與党懇談会で、この法案をつくりたいといふ意見がまとまつておるよう、次第でありますと、昨日政調会において、いろいろ／＼論議したのであります。が、水産委員会において、漁村の力電入に対する特段の考慮を拂つてないといふ意見がまとまつておるよう、次第でありますと、昨日政調会において、委員長から委員各位に対してもいろいろ／＼論議したのであります。しかし、委員長から委員各位にお諮りいたしましたが、水産委員会においてはかかるべく御意見を聞くようにおとづれました。たゞいま松田君より発言のありましたように、漁村の電力が最も緊急を要するものと存ずるのであります。従つて各委員に御意見がありますれば、この際拜聴いたしたいと思ひます。田口君

早くこの法案が成立いたしまして、私は一日活面にあるいは農村の復興促進がでることを望んでおる次第でござります。一日も早く法案の成立を希望します。やまないものであります。

○川村委員長　ただいま田口委員より松田君の発言に対し賛意を表しあるのであります。本問題審議の復を期し、速急に解決するためには、林委員会と連合審議する方が適當かと思ひますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川村委員長　ではさようよりはかいます。

○小松委員　今電力問題に関連て、ただいま松田君からの御発言の漁村電力化の問題には、われくは賛成するものであります。ぜひともの実現を期したいと念願しております。

この際に特に当局に御考慮を煩わたいことは、漁村におきましていろいろ魚価の安定あるいは鮮度等の関係から、各協同組合が製氷、冷凍事業をいろいろもくろんでおります。ところその大半は電力事情によつて阻止されておるような現状にあります。こうう点を考えましたときに、漁村の経の安定ということはなかなか容易なざるものがあると私どもは心配するであります。この際当局に、漁村のような施設に対しても、電力を優先的に割当てるよう御努力を願いたいとをお願い申し上げておきます。

○塩見政府委員　ただいまの御意見対しまして、当局といたしましては力努力いたします。

○川村委員長　本日はこの程度にとめ、次回は公報をもつてお知らせいたします。これにて散会いたします。